

令和 8 年度不用物品売却単価契約内訳書
(令和 8 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 1 2 月 3 1 日分)

環境政策局適正処理施設部施設管理課
(担当：佐合、上田 電話 222-3964)

件 名	(単価契約) 不用物品売却 (アルミ缶 北部資源リサイクルセンター) 第 3 四半期
予 定 数 量	1 4 6 , 0 0 0 kg (数量については増減する場合があります)
契 約 期 間	令和 8 年 1 0 月 1 日から 令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで
引 渡 場 所	京都市北部資源リサイクルセンター (京都市右京区梅ヶ畑高鼻町 2 7 番地)
契 約 条 件	別紙「仕様書」のとおり
そ の 他	

アルミ缶の売却に関する仕様書

本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が家庭から排出される缶・びん・ペットボトルを分別収集し、素材別に選別処理した資源物のうち、北部資源リサイクルセンターで選別処理したアルミ缶を売却業者（以下「乙」という。）へ引渡す業務に関し、必要な事項を定める。

- 1 引渡す資源物は、以下のアルミ類とする。
 - (1) アルミ缶（圧縮成型したもの。）
 - (2) ガラクタアルミ（アルミ缶以外のアルミ製の鍋、スプレー缶（残留ガスを抜き圧縮した状態）など。ただし、取っ手などの製品に付随する不純物を含む。フレコンバックに貯留（1袋あたり80kg）。）
- 2 北部資源リサイクルセンター周辺道路の通行について、乙は下記の内容を遵守すること。
 - (1) 引渡しに係る関係車両は、国道162号線（福王子交差点から北部クリーンセンター進入路入口までをいう。）を通行せず、山越道（丸太町山越通～梅ヶ畑山越通をいう。以下同じ）を通行すること。
 - (2) 小中学生の登校時間である午前7時30分から午前8時30分の間は、山越道も通行しないこと。また、北部資源リサイクルセンター構内への車両の入場は午前8時30分以降とする。
 - (3) 小学生の下校時間である午後2時から午後4時の間については、山越道も可能な限り通行しないこと。
- 3 資源物の引渡場所は、北部資源リサイクルセンターが指定するストックヤードとする。積込作業は、乙の重機を使い、乙の重機運転免許取得者により、細心の注意を払い、行うものとする。なお、使用する重機については2t以下のフォークリフトとすること（クランプリフトが望ましい）。
- 4 資源物の引渡日は、北部資源リサイクルセンターの稼働日（祝日を含む月曜日から金曜日、ただし年末年始を除く）のうち、北部資源リサイクルセンターが指定する日及び時間帯とし、概ね週1回から2回の頻度で設定する。なお、甲にも知らせること。
- 5 乙は、運搬に使用する車両の種別を予め北部資源リサイクルセンターへ連絡しなければならない。
- 6 資源物の計量は、北部資源リサイクルセンターの指示に従い、乙が北部クリーンセンターの計量器において行う。令和8年度から9年度にかけ北部クリーンセンター大規模改修工事により外周道路の周回ができなくなるため、資源物の引き渡し時は、積込後のみ登録車両の重量を出口計量器で測定し、引き渡し重量は、あらかじめ計量器で測定した空車時の重量（登録重量）との差とする。なお、積込時は満タン給油を行ったうえで、

また、荷台は空の状態で積込むこと。計量票は原則、当日中に北部資源リサイクルセンターから電子メール又はFAXで送付する。

- 7 運搬に使用する車両は、空車時に予め北部クリーンセンターの計量器にて計量した値を登録重量とし、登録重量は甲乙協議のうえ決定する。登録重量の計測は、積込時と同様に満タン給油、荷台は空の状態で行うこと。登録重量を甲乙協議にて決定ののち、登録車両には北部資源リサイクルセンターからIDタグを貸与するので、契約終了後速やかに返却すること。
- 8 資源物の計量は、アルミ缶とガラクタアルミそれぞれについて行う。ただし、売却重量の算定は、アルミ缶とガラクタアルミの合計重量となるので、単価算定に当たっては十分考慮すること。
- 9 乙は、資源物の積込み、引渡しその他の作業において、次の事項を順守しなければならない。
 - (1) 最大積載量を厳守するとともに、積荷が輸送中に荷崩れ・飛散することがないように適切な措置を講ずること。
 - (2) 資源物の積込み、引渡しはじめ、北部資源リサイクルセンター及び北部クリーンセンター構内における作業全般について、施設職員の指示に従い、職員の作業に支障を生じないように、十分注意すること。
 - (3) 作業に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害を除く。）。は、乙が責任を負うこと。
 - (4) フレコンバックは毎回、引取りに來た際に前回のフレコンバックを必ず返却すること。
- 10 乙は資源物の売却事務において、次の事項を順守しなければならない。
 - (1) 月末を締切りとし、翌月5日までに見積書、内訳書及び計量票を提出すること（様式等については別途甲が乙に対して指示する）。
 - (2) 代金については、月末締めで引渡した資源物の量の総合計に対して、契約単価を乗じることにより金額を決定する。なお、1円未満の端数については切捨てる。支払いについては甲から乙に対して発行する納入通知書により、納入通知書到達日から14日以内に納入すること。
 - (3) 月末を締切りとし、翌日1日（1日が休日の場合は次の稼働日）の午前中までに、資源物引取量及び見積金額の報告書（書式は自由）を北部資源リサイクルセンターに提出すること。
 - (4) 京都市契約事務規則及び関係法令を遵守すること。
- 11 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであるため、大幅な増減があったとしても、甲は何ら補償しない。
- 12 残渣については、乙の責任において適正に処理を行うこと。
- 13 本仕様書に定めのない事項については、そのつど、甲乙協議により定める。